**月ヶ瀬地域における農家民泊モニターツアー実施業務　仕様書**

**１．業務名**

月ヶ瀬地域における農家民泊モニターツアー実施業務

**２．業務の目的**

月ヶ瀬活性化協議会（以下、発注者という）は、月ヶ瀬地域における宿泊滞在拠点の整備を目指しており、令和4年度は農家民泊に関心がある農家等に対し研修やワークショップ開催し、農家民泊ツアー案を検討した。

当業務では令和４年度業務の内容を引き継ぎ、農家民泊や「キャンプ×農」のモニターツアーを催行することによって、地域における農家民泊の機運醸成を図るとともに、今後農家民泊を実践するにあたっての課題や取り組み内容を整理することを目的とする。

**３．契約期間**

契約締結日から令和5年3月25日まで

**４．業務の内容**

(1) 農家民泊及び「キャンプ×農」モニターツアーの企画・催行

　令和４年度に検討した農家民泊ツアー案を参考にしながら、以下の２種類のツアーを企画・催行する。a,bあわせて合計３回程度開催するものとするが、ｂは発注者の都合により本業務として開催しない場合もある。なお、ツアー参加者は各回最低３組（1組あたりの人数は任意）とする。

　a 地域内の農家宅に宿泊するとともに、農業や生活文化等の体験を行う１泊２日のツアー

　b 地域でキャンプを行いながら、農業や生活文化等の体験を行う１泊２日のツアー

ツアー企画・催行にあたり、発注者と受注者の役割分担は概ね以下の通りとする。

　発注者　宿泊先となる農家宅の確保、体験を行う場所や地域の講師等（必要である場合）の確保

　受注者　ツアー内容の企画、モニターの募集確保、発注者が確保した農家宅等との連絡調整、ツアー当日のモニターの輸送・ガイド等

(2) モニターツアー催行結果の検証・分析

（１）のモニターツアー実施時には、モニターに対してアンケート調査等を行い、ツアープログラムの評価や改善点、ツアー販売時に許容される販売価格帯等を明らかにする。また、宿泊場所を提供した農家等が参加する振り返り検討会を開催し、農家民泊実践に向けた農家の意見をとりまとめる。

これらの結果およびツアー催行時の経費を分析し、地域として今後旅行会社等にツアーを販売する際のプログラムや価格設定を提案する。

ただし、分析内容は今後発注者の方針によって変更となる可能性があるため、詳細は発注者と協議のうえで決定する。

**６. 成果物**

実施報告書　1式（電子データ）

**７．留意事項**

* 本業務を実施するために作成した成果品、資料に関する著作権等の一切の権利は、発注者に帰属する。
* 仕様書等の解釈について疑義が生じた場合、また、仕様書等に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定すること。
* 業務の実施にあたり、第三者が有する著作権、特許権等の排他的権利を侵害してはならない。
* 受注者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知りえた機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。

以上